○金融庁告示第三十八号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十六条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年六月二十日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一項第二号イ及び第三号イ中「締結する」を「締結した」に改める。

第四項中「毎年十月一日を基準日として、基準日」を「基準日（毎年十月一日をいう。以下この項及び第七項において同じ。）」に、「以下同じ」を「以下この項及び第七項において同じ」に、「（以下」を「（以下この項において」に、「利率とする。」を「利率」に、「基準日の翌年」を「当該基準日の翌年」に改める。

第五項第一号ハを次のように改める。

ハ　割引率（責任準備金の計算時において、将来発生するキャッシュフローを現在価値に換算する率をいう。）は、次に掲げる保険契約の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(1)　平成二十七年三月三十一日までに締結する保険契約　第四項の規定により適用される予定利率

(2)　平成二十七年四月一日以降締結する保険契約　第七項の規定により適用される予定利率

第五項を第九項とし、第四項の次に次の四項を加える。

5　第一項第三号ロ及び前項の規定にかかわらず、平成二十七年四月一日以降締結する第一号保険契約及び第二号保険契約（それぞれ次の表一の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定めるものをいう。以下同じ。）においては、次の表二の上欄に掲げる保険契約の区分に応じ、同表の下欄に定める対象利率を次の表三の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下この項において「基準利率」という。）が、基準日（毎年一月一日、四月一日、七月一日及び十月一日をいう。以下この項及び次項において同じ。）時点で適用されている予定利率と比較して〇・二五パーセント以上乖離している場合には、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率（基準利率が〇・二五パーセントの整数倍の利率と〇・一二五パーセント乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い〇・二五パーセントの整数倍の利率）を予定利率とし、当該基準日から三月を経過した日以降締結する保険契約に適用する。

表一

第一号保険契約	保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定（法第百十八条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により設ける特別の勘定をいう。以下この表及び第九項において同じ。）を設けるものであって、次に掲げる要件の全てを満たす保険契約を除く。）
	一　法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同項第二号に掲げる保険（同項第二号イ及びホに掲げる事由に関する保険金を支払うことを約するものに限る。）のうち、被保険者の死亡（余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態及び重度の障害に該当する状態を含む。）以下同じ。）に関する保険金の額（その締結後保険金の死亡に関する保険金の額が増額されることが定められた後保険金の額又は減額された後の保険金の額）が保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。第十項において「規則」という。）第一条第四号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額（以下この表において「転換価額」という。）を含む。）の額未満のものを除く。
	二　その保険期間が被保険者の死亡の時又は法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる事由が生じた時までとされるもの
第二号保険契約	保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約（特別勘定を設けるものを除く。）であって、次の各号に掲げる保険契約のいずれかに該当するもの
	一　法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同項第二号に掲げる保険（同項第二号イ及びホに掲げる保険に係る保険契約（被保険者の死亡に関する保険金の額（その締結後保険金の死亡に関する保険金の額が増額されることが定められた後保険金の額が減額された後の保険金の額）が保険料（保険業法施行規則一条第四号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額（以下この表において「転換価額」という。）を含む。）の額未満のものを除く。）
	二　法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同項第二号に掲げる保険（同項第二号イ及びホに掲げる保険に係る保険契約（保険期間の満了前に被保険者の死亡に関する保険金の額又は減額された後の保険金の額が増額された後の保険金の額）が保険料（転換価額を含む。次号において同じ。）の額未満のものを除く。）
	一　法第三条第四項第一号に掲げる保険又は同項第二号に掲げる保険（同項第二号イ及びホに掲げる保険に係る保険契約（保険期間の満了前に被保険者の死亡に関する保険金を支払うことを約するものに限る。）のうち、被保険者の死亡又は同項第二号イ、ロ、ニ及びホに掲げる事由に関し保険金を支払うこと（被保険者の死亡に関する保険金の額（その締結後保険金の死亡に関する保険金の額が増額されることが定められた後保険金の額が減額された後の保険金の額）が保険料（転換価額を含む。）の額未満のものを除く。）
	二　その保険期間が被保険者の死亡の時又は法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる事由が生じた時までとされるもの

表二

保険契約	対象利率
第一号保険契約	次に掲げる値のいずれか低い方のもの 一　基準日の属する月の前月から過去三月間の利付国庫債券（十年）の流通利回り（財務省が年限別に算出し公表する半年複利金利をいう。以下この表において同じ。）の平均値に基準日の属する月の前月から過去三月間の利付国庫債券（二十年）の流通利回りの平均値を加えて二で除した値 二　基準日の属する月の前月から過去一年間の利付国庫債券（十年）の流通利回りの平均値に基準日の属する月の前月から過去一年間の利付国庫債券（二十年）の流通利回りの平均値を加えて二で除した値
第二号保険契約	次に掲げる値のいずれか低い方のもの 一　基準日の属する月の前月から過去三月間の利付国庫債券（十年）の流通利回りの平均値 二　基準日の属する月の前月から過去一年間の利付国庫債券（十年）の流通利回りの平均値